

令和8年2月25日招集

令和8年 第2回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和 8 年第 2 回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和 8 年第 2 回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和 8 年 2 月 25 日（水）午前 10 時 00 分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18 名）

1 番	清 野 周 治	2 番	元 木 太 志	3 番	大 江 弘 哉
4 番	留 場 美 佐	6 番	山 科 幸 子	7 番	永 瀬 清 一
8 番	石 山 一 穂	9 番	栗 原 洋 幸	10 番	芦 野 繁 美
11 番	阿 部 昇	12 番	寒 河 江 一 浩	13 番	大 江 正 好
14 番	加 藤 友 英	15 番	中 谷 裕	16 番	高 橋 浩 一
17 番	東 海 林 光 輝	18 番	門 脇 功	19 番	菅 原 繁 治

1. 欠席委員は、次のとおりである。（1 名）

5 番 仲 野 孝 藏

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 2 号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 報第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について
- 第 6 議第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 7 議第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 8 議第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 9 議第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第 10 議第 9 号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について
- 第 11 議第 10 号 令和 8 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について
- 第 12 農地あっせん委員会の報告
- 第 13 農地転用委員会の報告
- 第 14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊 藤 亨	農政主査兼農政係長	高 橋 範 一
農地係長	後 藤 美智子		

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和8年第2回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番仲野孝藏委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

18番門脇功委員、1番清野周治委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第2号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第11、議第10号令和8年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について、までの2報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

令和8年第2回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は15件です。

報第2号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号24番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,725㎡。賃貸人住所氏名：東根市本丸東●●●●● ●●●●●。賃借人住所氏名：東根市温泉町二丁目●●●●● ●●●●●。解約後の利用：第三者に賃借です。

以下、受付番号25番から3頁の受付番号38番までの14申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。4頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願は1件です。

報第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

別紙土地に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について受理したので、本会に報告するものです。5頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願

転用申請年月日：令和8年1月6日、土地の所在：宮崎一丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑 地積：311㎡。譲渡人住所氏名：東根市宮崎一丁目●●●●● ●●●●● 職業：●●●●●。譲受人住所氏名：東根市四ツ家一丁目●●●●● ●●●●● 職業：●●●●●。取下願年月日：令和8年2月2日、取下願の理由：譲受人が申請名義を、単有名義から共有名義に変更し、再度許可申請を行うため。取下願の受理年月日：令和8年2月6日です。6頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は29件です。

議第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。7頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号34番 土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：3,003㎡。譲渡人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●● ●●●●●。事由：労力不足 経営面積：130a。譲受人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：229aです。

以下、受付番号35番から9頁の受付番号46番までの12申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

きます。10頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号47番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,725㎡。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：9 a。借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：1,166 a です。

以下、受付番号48番から12頁の受付番号62番までの15申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。13頁をお開きください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。14頁をお開きください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：宮崎一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：369㎡。申請人住所氏名：東根市宮崎一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：通路他で、所要面積計が369㎡。備考として追認案件です。

農地法第4条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。15頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。16頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号5番 土地の所在：大字東根元原方字大森東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：895㎡他2筆。譲渡人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●● 職業：●●●●他2名。譲受人住所氏名：天童市大字高掬北2050番地 株式会社半澤鶏卵 代表取締役 半澤清彦 職業：畜産業。転用後の主要目的：コンポスト、駐車場、排雪場、通路他で、所要面積計が1,900㎡。備考として所有権移転です。

以下、受付番号6番から17頁の受付番号7番までの2申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。18頁を

お開きください。

ただいま説明いたしました許可申請の取下げ、農地法第4条、及び第5条の申請箇所を示す位置図ですので参考にしてください。19頁をお開きください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は55計画です。

議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。20頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。現況地目：田、認定面積：3,171㎡。譲渡人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。対価：317,000円（総価）です。

以下、番号2番から5番までの4計画については、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。21頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号6番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。現況地目：田、認定面積：1,731㎡。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬1399番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。契約期間：始期：令和8年4月29日、終期：令和18年11月30日。賃借料：10aあたり15,000円です。

以下、番号7番から27頁の番号52番までの46計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。28頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権移転

番号53番 土地の所在：大字羽入字縄目●●●●。現況地目：田、認定面積：1,023㎡。貸人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●。（旧）借人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●。（新）借人住所氏名：東根市大字蟹沢80番地の1 株式会社稲2015 代表取締役 鈴木亮吉。契約期間：始期：令和8年4月29日、終期：令和17年3月31日。賃借料：10aあたり10,000円です。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。29頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定

番号55番 土地の所在：大字長瀬字南方●●●●●。現況地目：畑、認定面積：528㎡他1筆。

貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●● ●●●●●。契約期間：始期：令和8年4月29日、終期：令和18年11月30日。賃借料は無償です。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。30頁をお開きください。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は1件です。

議第9号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年3月30日付け元構改B第156号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第3（1）の規定により、本会の議決を求めるものです。31頁をお開きください。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者

番号1番 住所：東根市大字野川●●●●●、世帯コード：●●●●●。受贈者：●●●●●、贈与者：●●●●●。備考として贈与です。32頁をお開きください。

議第10号 令和8年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について

令和8年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準については、令和8年2月12日付で、東根市農作業賃金・機械利用料金標準策定協議会へ諮問し、別紙のとおり答申がありましたので本会の議決を求めるものです。33頁をお開きください。

2月12日に開催された、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会からの答申文になります。34頁をお開きください。

答申されました令和8年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準（案）となります。

表は左から、作業名、単位、令和8年度（案）、令和7年度、摘要の順に掲載をしており、上段の表が農作業賃金、下段の表が機械利用料金となっています。機械利用料金に新たに草刈りを追加し、この追加分を含め、農作業賃金・機械利用料金の額を提案するものです。

なお、各作業名及び金額等については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で報告案件2件と議案6件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長】

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を2月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請13件、賃貸借権設定の許可申請16件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について1件、合計30件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る2月16日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号34番から46番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号47番、51番、54番から59番、61番、62番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号48番から50番、52番、53番、60番の申請事由は、利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

次に、贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてですが、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適格に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を2月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請3件です。

転用許可申請関係案件については、去る2月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号1番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となりますが、宅地に隣接して通路等を整備するものであります。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

なお、受付番号1番については、平成20年4月頃より通路として利用している事による追認案件であり、申請人より顛末書も提出されております。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号5番については、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるため、農用地となりますが、養鶏場に隣接してコンポストおよび駐車場を整備するものであります。

農地区分(農用地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地)「第2の1の(1)のアの(イ)b」に該当

受付番号6番、及び7番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となりますが、受付番号6番は一般住宅を、受付番号7番は駐車場を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

なお、受付番号6番については、令和8年1月に受付番号2番で許可申請があったものですが、申請者を共有名義に変更して再申請がなされたもので、受付番号2番については取下願が提出されております。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、承認相当、及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【2番元木太志委員】

議長、よろしいですか。

【議長】

元木太志委員、どうぞ。

【2番元木太志委員】

2番の元木です。27頁の48番の賃借料について、条件が悪い場所なのか分からないけれども、1桁金額が間違っていると思うのですが、記載ミスではないですか。

【議長】

後藤農地係長、どうですか。

【後藤農地係長】

元木委員のご質問にお答えします。こちらは農林課受付担当になっています。事務局でも金額の確認をしており、その結果、間違いではないということを聞いております。また、長瀬営農センターにて受付したと思われますが、条件が悪い場所なのかどうかまでは、申し訳ありません、聞き取っておりませんでした。

【議長】

元木委員、どうでしょうか。

【2番元木太志委員】

間違いなければ大丈夫です。了解しました。

【議長】

その他ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に日程第14、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2番元木太志委員、及び8番石山一穂委員が、また議第8号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、8番石山一穂委員が、それぞれ農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、これらの議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

只今の時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分を目途に地区委員会を終了し

てくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【18番門脇功委員】

18番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第5号については、経営規模拡大、及び期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第6号、及び議第7号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第8号については、地域の中心となる担い手等に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第10号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13番大江正好委員】

13番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第5号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第8号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第9号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件をみたしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

議第10号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【11番 阿部昇委員】

11番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第5号については、経営規模拡大、及び期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第8号については、地域の中心となる担い手等に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第10号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第2号農地賃貸借契約の合意解約について、及び報第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは初めに、議第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に2番元木太志委員、及び8番石山一穂委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第5号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第5号については、許可することに決しました。

2番元木太志委員、及び8番石山一穂委員の復席を求めます。

2番元木太志委員、及び8番石山一穂委員に申し上げます。ただいま、議第5号につい

ては許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上、2案件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第6号、及び議第7号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第6号、及び第7号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第8号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について採決いたしますが、その前に8番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第8号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第8号については、決定することに決しました。

8番石山一穂委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員に申し上げます。只今、議第8号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第9号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について採決いたします。

お諮りいたします。

議第9号について、農地あっせん委員会及び地区委員会の審議のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第9号については、承認することに決しました。

次に、議第10号令和8年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について採決いたします。

お諮りいたします。

議第10号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第10号については、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第2回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時37分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 菅原 繁治

議事録署名委員 門 脇 功

議事録署名委員 清野 周治